

株式交換に関する事後開示書面  
(会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号、  
および会社法施行規則第190条に定める書面)

2018年2月1日

富士通株式会社  
株式会社富士通ビー・エス・シー

2018年2月1日

株式交換に係る事後開示書面

川崎市中原区上小田中4丁目1番1号  
富士通株式会社  
代表取締役 田中 達也

東京都港区台場二丁目3番1号  
株式会社 富士通ビー・エス・シー  
代表取締役社長 小島 基

富士通株式会社（以下、「富士通」といいます。）および株式会社富士通ビー・エス・シー（以下、「BSC」といいます。）は、2017年10月26日付けで締結した株式交換契約に基づき、2018年2月1日を効力発生日として、富士通を株式交換完全親会社、BSCを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関して、会社法第791条第1項第2号、会社法第801条第1項および会社法施行規則第190条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2018年2月1日

2. 株式交換完全子会社における法定手続の経過

- (1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過

株式交換完全子会社の株主から本株式交換をやめることの請求はありませんでした。

- (2) 会社法第785条および第787条の規定ならびに第789条の規定による手続の経過

- ① 反対株主の株式買取請求（第785条）

BSCは、会社法第785条第3項および社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の規定により2018年1月12日付で、BSCの株主に対し、本株式交換をする旨ならびに株式交換完全親会社である富士通の商号および住所を電子公告にて公告いたしました。

会社法第785条第1項に基づく株式の買取請求を行ったBSCの株主はいませんでした。

② 新株予約権買取請求（第787条）

BSCは、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

③ 債権者の異議（第789条）

BSCは、新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における法定手続の経過

(1) 会社法第796条の2の規定による請求にかかる手続きの経過

第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、該当はありません。

(2) 会社法第797条および第799条の規定による手続の経過

① 反対株主の株式買取請求（第797条）

富士通は、会社法第797条第3項および第4項第1号ならびに社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の規定に基づき、2017年10月27日付で、富士通の株主に対し、本株式交換をする旨ならびに株式交換完全子会社であるBSCの商号および住所を電子公告にて公告いたしました。なお、本株式交換は、会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、富士通の株主は株式の買取請求はできません。

② 債権者の異議（第799条）

株式交換完全子会社の株主に対して交付する金銭等が株式交換完全親会社の株式のみであるため、該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第190条第4号）

本株式交換により富士通に移転したBSCの株式の数は5,139,440株です。

5. 前各号に掲げる事項のほか、株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第190条第5号）

- (1) 富士通は、会社法第796条第2項の規定により、本株式交換契約について、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第796条第3項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した富士通の株主の有する議決権の数は793個であり、会社法第796条第3項および会社法施行規則第197条に定める株式の数には達しませんでした。

- (2) B S Cは、会社法第783条第1項の規定により、2018年12月19日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ています。
- (3) 富士通は、本株式交換に際して、本株式交換の効力発生の直前時のB S Cの株主名簿に記載または記録された株主（富士通を除く）に対し、その所有するB S Cの普通株式1株につき富士通の普通株式1.63株の割合をもって割当交付いたしました。富士通が割当交付した普通株式の合計は8,377,287株です。
- (4) B S Cの株式は、2018年1月29日付で、東京証券取引所J A S D A Q市場（スタンダード）において上場廃止となりました。
- (5) 本株式交換により増加した富士通の資本金および準備金は以下のとおりです。
- ① 資本 : 0円
  - ② 資本準備金 : 会社計算規則第39条に定める株主資本等変動額
  - ③ 利益準備金 : 0円

以上